

図2

令和2年10月から年金特徴が開始される方の納税通知書(3ページ目)の記載例

公的年金等に係る所得から算出される年税額のうち、2分の1相当額を普通徴収(第1期、第2期の2回)で納付していただき、残りの額を令和2年10月、12月、令和3年2月に支給される公的年金等からの特別徴収により納付していただきます。

(例) 収入が公的年金等のみで、令和2年度市民税・都民税の年税額が21,000円の場合

◎令和2年度 年税額21,000円

(納税通知書3ページ)

市民税・都民税 課税明細書(1)
(単位:円)

◎ 合計年税額及び徴収方法		徴収方法	
	合計年税額	給与特別徴収税額	普通徴収税額
前回通知			
今回通知	21,000	10,500	10,500

◎ 普通徴収の方法により徴収する各納期の税額及び納期限			
期別	納期限	第1期	第2期
納期限		令和2年6月30日	令和2年8月31日
期別税額(A)		5,500	5,000
充当額(B)			
納付済税額(C)			
(A) - (B) - (C)		5,500	5,000
納めて頂く税額		5,500	5,000

◎ 公的年金から特別徴収の方法により徴収する税額及び徴収月						
徴収月	仮特別徴収税額			特別徴収税額		
	令和2年4月	令和2年6月	令和2年8月	令和2年10月	令和2年12月	令和3年2月
前回通知						
今回通知(D)				3,500	3,500	3,500
徴収済税額(E)						
差引徴収税額(D)-(E)						

◎ 次年度引き続き公的年金を受給する場合(仮特別徴収)			
徴収月	令和3年4月	令和3年6月	令和3年8月
徴収税額	3,500	3,500	3,500

◎ 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称			
種類	老齢基礎年金	支払者の名称	厚生労働大臣

年税額の2分の1相当額を普通徴収第1期・第2期で個人納付

年税額から普通徴収分を引いた残りの額を年金から特別徴収

令和2年度の公的年金等に係る所得から算出される年税額の6分の1ずつを令和3年度分として仮徴収します。
(※仮特別徴収税額と特別徴収税額の不均衡を解消するため、平成28年10月1日以後、1回あたりの仮徴収税額の計算方法が改正されました。)